

令和6年度

監査計画

四日市市監査委員

目 次

1	監査実施方針	
(1)	監査等の方向性	1
(2)	重点項目等	1
2	年間監査計画	
(1)	実施予定の監査等の種類・着眼点	2
(2)	監査対象年度	3
(3)	監査等の実施予定時期	3
(4)	監査等の実施体制	
	別紙1 令和6年度監査等の実施予定時期	4

令和6年度 監査計画

1 監査実施方針

(1) 監査等の方向性

四日市市監査基準に基づき、市の行財政運営について、健全性及び透明性の確保に寄与し、また、事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか監査する。

監査等に当たっては、3E等の視点に加えて、事務事業におけるリスクの存在と、それに対して内部統制が適切に整備・運用されているかの視点から実施する。

さらに、監査の実効性を高めるため監査結果報告や意見への速やかな是正、改善の措置を求める。

(2) 重点項目等

① リスクに係る評価

効果的な監査等を効率的に実施するため考慮すべきリスクについては、事前調査実施前にリスク評価チェックリストを作成し、監査等の対象に係るリスクが及ぼす影響の重要度の評価を踏まえて設定する。

この重要度の評価を行う場合においては、「リスクの発生可能性の程度」と「リスクが発現した場合の被害又は影響の程度」2つの指標を持って行うこととし、いずれの指標も高いものを影響の重要度が高いリスクと評価する。

また、リスクの発生可能性の程度の判断においては、過去の監査結果及びそれに対する措置状況や他自治体のリスクの発現事例等を参考とするものとする。

なお、監査等の性質に照らし、リスクを考慮して実施することが適当でないと認められるとき及びリスクが及ぼす影響の重要度を評価する必要がないと認められるときはこの限りでない。

② 内部統制に依拠した監査

監査対象部局や内部管理部局における内部統制の整備状況、運用状況についての情報を収集し、内部統制に依拠できる度合いを勘案して、監査を行う。

③ 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点

監査対象部局の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確で、経済的（より少ない費用で実施すること）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること）かつ効果的（所期の目的を達成していること、また、効果を挙げていること）に行われているか、住民の福祉の増進に寄与しているか等の視点から監査を行う。

2 年間監査計画

(1)実施予定の監査等の種類・着眼点

① 監査等の種類

ア 財務監査（地方自治法第199条第1項、第4項）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

イ 行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

ウ 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。

エ 随時監査（工事監査）（地方自治法第199条第1項、第5項）

市が執行する工事について、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼に実施する。

オ 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。

カ 決算審査（地方自治法第233条第2項、地方公営企業法第30条第2項）

決算及び関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

キ 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

ク 健全化判断比率審査・資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条・第22条）

(ア) 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

(イ) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する

ケ その他の監査

アからクまでに掲げる監査等のほか、住民監査請求に基づく監査等法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要であると認めるときは監査を実施する。

② 監査等の着眼点

事務事業において想定されるリスクの状況や内部統制の整備、運用状況について、事前調査等により情報を収集し、決定する。

(2) 監査対象年度

監査対象年度は、原則として令和5年度とする。

(3) 監査等の実施予定時期

別紙1のとおりとする。

(4) 監査等の実施体制

監査委員4人で監査等を実施し、必要に応じて監査専門委員による調査を行い、監査事務局職員が補助する。

	令和6年		令和6年度										令和7年		
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
財務監査 行政監査	監査計画策定 実施通知 事前調査 リスク評価調査		事前調査 ・事務・事業の内容調査 ・関係書類の調査、ヒアリング、資料請求		措置状況報告の公表		監査結果報告の公表(前期)					監査結果報告の公表(後期①)	監査結果報告の公表(後期②)	監査結果報告書の調製・公表	
			事前調査報告												
			財務監査・行政監査												
決算審査				決算審査 一般会計・特別会計等 公営企業会計 基金運用状況審査											
健全化判断 比率等審査				連携	健全化判断比率審査 資金不足比率審査										
財政援助団 体等監査				随時(行政)								出資団体、財政援助 団体、指定管理者、 随時(工事)			
例月現金 出納検査	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分										
				4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	
				(次年度の決算審査、財務監査との連携)											